

建築物等に係る事故防止のための事故情報の把握に係る指針

(目的)

第1条 この指針は、建築物及び遊戯施設（以下「建築物等」という。）において事故（不具合を含む。以下同じ。）が発生した場合の届出について必要な事項を定めるとともに、その届出に係る情報を基に事故の原因を明らかにし、事故に関する情報の把握及び共有化を図ることにより、事故の再発及び同種の事故の発生を防止し、もって県民生活の安全確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 特定行政庁 法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。
- (3) 特定建築物 法第12条第1項の規定により建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）で定める建築物及び同項の規定により特定行政庁が指定する建築物並びに同条第2項に掲げる建築物をいう。
- (4) 特定設備 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により政令で定める特定建築設備等（昇降機及び昇降機以外の建築設備等をいう。以下この号において同じ。）及び同項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等並びに同条第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる特定建築設備等をいう。

(事故の届出)

第3条 特定建築物又は特定設備（以下「特定建築物等」という。）の管理者（管理者が定められていない場合にあっては、所有者。以下「管理者等」という。）は、特定建築物等において次の各号のいずれかに該当する事故が発生したことを知ったときは、速やかに、書面（様式第1号）により当該特定建築物等を所管する特定行政庁に届け出するものとする。

- (1) 人の死亡を伴う事故（遊戯施設については乗客の他に遊戯施設の周囲にいる者を含み、当該死亡者又は第三者が事故を発生させることを認識して行った行為に起因して発生したと認められるもの及び据え付け等の建設作業に伴い発生したものを除く。）
- (2) 人の負傷を伴う事故（遊戯施設については乗客の他に遊戯施設の周囲にいる者を含み、当該負傷者が医師又は歯科医師による治療を受けたものに限り、当該負傷者又は第三者が事故を発生させることを認識して行った行為に起因して発生したと認められるもの及び据え付け等の建設作業に伴い発生したものを除く。）
- (3) (1)及び(2)のほか、別表左欄の特定設備で、同表右欄に掲げる事故（第三者が事故を発生させることを認識して行った行為に起因して発生したと認められるもの及び通常の点検により把握し、補修されたものを除く。）

2 前項の規定により届け出する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (2) 事故が発生した年月日及び時間
 - (3) 事故が発生した場所
 - (4) 事故が発生した特定建築物等（特定設備が建築物に附属している場合は、その建築物の名称及び用途を含む。）の名称及び種類
 - (5) 事故の状況及び特定建築物等について講じた応急措置の内容
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特定行政庁が必要と認める事項
- 3 第1項の規定による届出を行った管理者等は、事故が発生したことを知った日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を書面(様式第2号)により特定行政庁へ届け出するものとする。

- (1) 前項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 把握した事故の原因
- (3) 講じた又は講じようとする事故の再発防止対策の内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特定行政庁が必要と認める事項
(事故情報の提供)

第4条 消防機関は、救急搬送事案のうち、特定建築物等における前条第1項各号に規定する事故に関する情報(当該機関が救急搬送時において確認した内容に限る。)を書面(様式第3号)により当該特定建築物等を所管する特定行政庁に提供するよう努めなければならない。

- 2 特定行政庁(県を除く。)は、前条第1項の規定による届出に係る事故(同条第3項の規定による届出及び前項の規定により提供のあった事故を含む。)(以下「届出事故等」という。)について、その内容を書面(様式第4号)により知事に報告しなければならない。
(事故の調査)

第5条 特定行政庁は、届出事故等について、当該届出に係る特定建築物等における事故の再発防止及び当該特定建築物等と同種の特定建築物等における事故の発生の防止のため調査が必要と認める場合においては、調査を実施するものとする。

- 2 届出事故等における管理者等は、前項の調査に協力するものとする。
(事故の再発防止対策の実施)

第6条 管理者等は、第3条第1項に規定する事故が発生したときは、事故の再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定行政庁は、必要があると認めるときは、前項の管理者等に対し、前条第1項の調査の結果に基づいて、事故の再発防止対策についての助言を書面(様式第5号)により行うことができる。

- 3 第1項の管理者等は、前項の助言を受けたときは、当該助言の内容を勘案し、これを第1項の措置に反映させるよう努めなければならない。
(事故防止対策等の公表等)

第7条 特定行政庁(県を除く。以下この条において同じ。)は、第5条第1項の調査を行ったとき又は前条第2項の助言を行ったときは、その内容を知事に報告しなければならない。

- 2 特定行政庁又は知事は、届出事故と同種の事故の発生を防止するため必要があると認

めるときは、当該届出に係る特定建築物等と同種の管理者等に対し、届出事故の原因、届出事故と同種の事故の発生の防止対策その他の届出事故に関する情報を提供することができる。

3 特定行政庁又は知事は、届出事故に関する情報のうち、一般に周知させることにより、届出事故と同種の事故の発生の防止に資すると認めるものについては、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 特定行政庁又は知事は、前項の公表にあたり、管理者等の了解を得るものとする。
(書類の経由)

第8条 この指針に基づく県である特定行政庁への書類の提出は、特定建築物等の敷地の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所の長を経由して行うものとする。

(委任)

第9条 この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要な事項は、特定行政庁又は知事が別に定める。

附 則

この指針は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年3月2日から施行する。

別 表

特定設備の名称	事故・不具合の事象
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・戸開走行 ・着床階以外の階での戸開き ・高速突き上げ、突き下げ ・主要な支持部分の破壊 ・火災（機器の異常等が原因であるものに限る。）
エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・逆走行 ・駆動チェーン、踏み段チェーン、主要な支持部分の破壊 ・停止不能 ・火災（機器の異常等が原因であるものに限る。）
遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な支持部分、身体保持装置（シートベルト等）、連結装置の破壊 ・逆走行 ・制動装置、追突防止装置等の安全装置の異常 ・部材の脱落 ・火災（機器の異常等が原因であるものに限る。）

様式第1号（第3条第1項関係）

平成 年 月 日

特定行政庁 様

届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

特定建築物等事故報告書(第1報)

建築物等に係る事故防止のための事故情報の把握に係る指針第3条第1項の規定により、特定建築物等における事故について、次のとおり届け出ます。

所有者	氏名のフリガナ		
	氏名		
住所			
	電話番号		
管理者	氏名のフリガナ		
	氏名		
住所			
	電話番号		
事故の概要	発生年月日・時間		年 月 日 時 分頃
	発生場所		
特定建築物	建築物	名称	
		用途	
		構造・階数	
建築物等	設備等	エレベーター、エスカレーター	
		高架遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、その他（ ））	
		回転遊戯施設（メリーゴーランド、観覧車、その他（ ））	
要	事故の状況(具体的に記入してください。)、		
	被害者の概要(年齢・被害程度(人数を含む。))		
事故時の対応	特定建築物等について講じた応急措置の内容		
	救急車の出動の要請等(出動要請の有無・被害者への応急処置の内容等)		

注意：欄に書き表せない場合は、別紙に記載して添付してください。

設備が建築物に附属する場合は、建築物欄も併せて記入してください。

様式第2号（第3条第3項関係）

平成 年 月 日

特定行政庁 様

届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

特定建築物等事故報告書(第2報)

建築物等に係る事故防止のための事故情報の把握に係る指針第3条第3項の規定により、特定建築物等における事故について、次のとおり届け出ます。

事故の概要	発生年月日・時間		年 月 日 時 分頃
	発生場所		
	特定建築物	名称	
		用途	
		構造・階数	
建築物等	設備等	エレベーター、エスカレーター、 高架遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、その他（ ）） 回轉遊戯施設（メリーゴーランド、観覧車、その他（ ））	
事故の原因	（わかる範囲で記入してください。）、		
事故の再発防止対策	①再発防止対策の状況（該当するものに○をしてください。） ア 既に対策を講じた。 イ 対策を講じる予定である。 ウ 対策を講じる予定はない。（理由を記入してください。） 《理由》		
	②再発防止対策の内容（上記の①でア又はイに○をした場合に記入してください。）		

注意：欄に書き表せない場合は、別紙に記載して添付してください。

設備が建築物に附属する場合は、建築物欄も併せて記入してください。

様式第3号（第4条第1項関係）

平成 年 月 日

特定行政庁 様

消防機関名
代表者氏名 印
電話番号

特定建築物等事故情報提供書

建築物等に係る事故防止のための事故情報の把握に係る指針第4条第1項の規定により、特定建築物等における事故情報について、次のとおり提供します。

所有者	氏名のフリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話番号			
管理者	氏名のフリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話番号			
事故の概要	発生年月日・時間		年 月 日 時 分頃	
	発生場所			
	特定建築物	名称		
		用途		
		構造・階数		
	建築物等	設備等	エレベーター、エスカレーター、 高架遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、その他（ ）） 回転遊戯施設（メリーゴーランド、観覧車、その他（ ））	
			事故の状況（具体的に記入してください。）、 被害者の概要（年齢・被害程度（人数を含む。））	
事故時の対応	特定建築物等について講じられた応急措置の内容（把握している場合のみ記入）			
	救急車の出動の要請等（出動要請の有無・被害者への応急処置の内容等）			

注意：欄に書き表せない場合は、別紙に記載して添付してください。

設備が建築物に附属する場合は、建築物欄も併せて記入してください。

様式第4号（第4条第2項関係）

平成 年 月 日

島根県知事 様

特定行政庁名

印

特定建築物等事故情報提供書

建築物等に係る事故防止のための事故情報の把握に係る指針第4条第2項の規定により、特定建築物等における事故について、次のとおり情報提供します。

届出者の住所・氏名 (又は情報提供者の 機関名・代表者氏名)				
事故の概要	発生年月日・時間		年 月 日 時 分頃	
	発生場所			
	特定建築物	名称		
		用途		
		構造・階数		
建築物等	設備等	エレベーター、エスカレーター、 高架遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、その他（ ）） 回転遊戯施設（メリーゴーランド、観覧車、その他（ ））		

注意：届出書又は事故情報提供書の写しを添付してください。

設備が建築物に附属する場合は、建築物欄も併せて記入してください。

管理者等 様

特定行政庁名

印

特定建築物等事故防止対策の助言書

建築物等に係る事故防止のための事故情報の把握に係る指針第6条第2項の規定により、特定建築物等における事故について、次のとおり再発防止対策について助言します。

届出者の住所・氏名				
事故の概要	発生日月時		年 月 日 時 分頃	
	発生場所			
	届出年月日			
	特定建築物	名称		
		用途		
		構造・階数		
建築物等	設備	エレベーター、エスカレーター、 高架遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、その他（ ）） 回遊遊戯施設（メリーゴーランド、観覧車、その他（ ））		
【助言事項】				

注意：欄に書き表せない場合は、別紙に記載して添付してください。

設備が建築物に附属する場合は、建築物欄も併せて記入してください。